

山田学区まちづくり協議会運営規定

(目的)

第1条 この規定は、山田学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総務委員会)

第2条 総務委員会に、次の担当委員を置く。

- (1) 防災担当委員
- (2) 安全担当委員
- (3) 環境担当委員
- (4) 健幸担当委員
- (5) 次世代いきいき担当委員
- (6) 人権担当委員
- (7) 広報担当委員
- (8) 総務担当委員
- (9) 企画担当委員

2 総務委員会は、年度活動計画を展開し、活動テーマごとに活動グループを設置する。

(活動グループ)

第3条 活動グループは、各号を基本として構成する。

- (1) 防災グループ
- (2) 安全グループ
- (3) 環境グループ
- (4) 健幸グループ
- (5) 次世代いきいきグループ
- (6) 人権グループ
- (7) 広報グループ
- (8) 総務グループ
- (9) 企画グループ

2 各グループは、別表第1に掲げる活動を行う。

3 各グループは、グループの互選により、リーダーおよび必要に応じてサブリーダーを置く。

4 各グループは、年度計画に示されている活動を実行する。

- (1) 活動グループは、担当する総務委員から年度当初に年度活動計画の説明を受け、具体的な活動内容はグループで決定する。
- (2) 年度末には活動結果報告書を提出する。
- (3) 毎年、手順書を整備し直し次年度に引き継ぐ。

(評議委員)

第4条 評議委員となる各種団体等の代表者は、別表第2に掲げる団体等から選出された者とする。

(会費)

第5条 会費は、山田学区の町内会より徴収する

第6条 各町内会から徴収する負担金額は、次のとおりとする。

- (1) (全戸数の90%×戸数割金額) + 均等割金額 (6,000円) とする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程は、2019年4月1日から施行する。

3 第6条に規定する戸数割金額については、山田小学校150周年記念事業に関連し、特例措置として2019年度から2023年度までの5年間、990円とし、2024年度以降は1,040円とする。

4 この規定は、2020年4月1日から施行する。

5 この規定は、2021年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

防災グループ	防災に関する活動
安全グループ	防犯、交通安全に関する活動
環境グループ	環境に関する活動
健幸グループ	健康および体育、スポーツに関する活動
次世代いきいきグループ	青少年の健全育成・地域協働合校に関する活動
人権グループ	同和問題をはじめとする人権の啓発活動
広報グループ	協議会の広報活動
総務グループ	まちづくり協議会・まちづくりセンターの運営全般に関する活動
企画グループ	20年先の山田の発展を企画する活動・明日の山田を創る会

別表第2（第4条関係）

1. 山田学区自治連合会
2. 山田学区社会福祉協議会
3. 山田学区民生委員児童委員協議会
4. 山田学区老人クラブ連合会
5. 青少年健全育成山田学区民会議
6. 山田学区体育振興会
7. 山田こども園・山田小学校教育後援会
8. 山田学区子ども会指導者連合会
9. 山田学区更生保護女性会
10. 草津栗東交通安全協会山田支部
11. 山田21ふるさと健・幸推進委員会
12. 赤十字奉仕団山田分団
13. 少年補導委員会
14. 草津市健康推進員連絡協議会山田学区
15. 草津市消防団第4分団
16. 山田こども園PTA
17. 山田小学校PTA
18. 松原中学校PTA
19. 山田学区同和教育推進協議会
20. 山田こども園
21. 山田小学校
22. 松原中学校
23. 山田まちづくりセンター